

## 令和7年度 青森県・七戸町 連携融資制度

### 青森県「青森新時代」への架け橋資金【スタートアップ創出枠・創業枠】 (七戸町が信用保証料を補給します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しています。

七戸町は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補給を行います。

#### 補 給 対 象 者

町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して3年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方

- ・町内に住所又は主な事業所を有する者。
- ・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のいずれも滞納していないこと。
- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業枠」及び「スタートアップ創出枠」により、融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

#### 補 給 内 容

県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補給します。

（補給金は「七戸町「青森新時代」への架け橋資金保証料補給金交付要綱」に基づき信用保証協会へ補給します。）

（経営者保証を提供しない場合及びスタートアップ創出促進保証利用時の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

#### 実 施 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補給の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県「青森新時代」への架け橋資金を利用することは可能です。）

#### お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

七戸町商工観光課 電話 0176-62-2137

○青森県「青森新時代」への架け橋資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368（直）

## <連携融資制度に関するQ & A>

Q 1. 「七戸町簡易小口資金」(または「七戸町活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A 1. 「七戸町簡易小口資金」(または「七戸町活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q 2. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補給を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補給対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）」のものに限られます。

ただし、融資額については、例えば、融資額3,000万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補給対象となる1,000万円の融資と補給対象外の2,000万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の一部補給を受けることは可能です。

Q 3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等（納税証明書等）の補助対象者であることを確認できる書類を併せてご提出ください。

ただし、納税状況確認同意書（様式5号）を提出することにより、納税証明書等の添付を省略できます。

Q 4. 七戸町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 4. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、  
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、  
商工中金、東日本信用漁業協同組合連合会